

平成 年 月 日時点

新型インフルエンザ等対策特別措置法に 基づく住民接種ガイドライン(案)

久留米市

平成 年 月

目次

1	はじめに	2
2	住民接種とは	3
3	住民接種の基本的考え方について	6
4	各段階における体制等について	8
	（１）未発生期	
	（２）海外発生期からワクチンが供給されるまで	

1 はじめに

本ガイドラインの位置づけ

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が施行され、また、同年 6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）、及び、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下、「国のガイドライン」という。）が策定され、新型インフルエンザ等^{※1}が発生した場合の新たな対応方針が示されました。

予防接種については、特措法第 28 条に基づき実施する「特定接種^{※2}」と同法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき実施する「住民接種」という 2 つの新たな制度が作られました。国のガイドラインでは、住民接種について、実施主体である市町村に対し、接種体制を構築するよう求めています。

久留米市では、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平成 26 年 5 月、「久留米市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）を策定しました。その中で、未発生期の「予防・まん延防止」対策の中で、住民接種について、「国、県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。」としています。

国は、市町村が接種体制を構築するにあたっては、厚生労働省科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業の成果として公表された「市町村のための新型インフルエンザ住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）（平成 26 年 3 月）」、「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き（暫定版）（平成 27 年 3 月）」を参考とするよう指示しています。

これらを踏まえ、久留米市では、市行動計画に基づき、国の手引きを参考にしながら、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種ガイドライン」を策定します。

※1 新型インフルエンザ等とは（特措法第 2 条第 1 項）

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する「新感染症」（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）

※2 特定接種とは（特措法第 28 条第 1 項）

政府対策本部は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- ・医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 住民接種とは

新型インフルエンザ等が国内で発生し、以下の要件を満たす場合には、政府対策本部長は、特措法第 32 条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」の実施すべき期間、区域、緊急事態の概要を公示します。また、基本的対処方針を変更し、当該公示後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならないとされています。

基本的対処方針とは(特措法第 18 条)

政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処方針を定めるものとする。(①新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、②当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、③新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項)

緊急事態宣言の要件 (特措法第 32 条第 1 項)

- 1 その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合
又は
- 2 1のおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という)が発生したと認められたとき

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 6 条で規定する要件 (1)かつ(2)

- (1)かかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症、その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が通常のインフルエンザと比べて、相当程度高いと認められる場合
- (2)感染経路が特定できない場合、又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動を取っていた場合、その他感染が拡大していると疑うに足る正当な理由がある場合

「新型インフルエンザ等緊急事態」においては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの国民に接種する必要があります。

特措法第 46 条では、「新型インフルエンザ等対策緊急事態措置」の一つとして住民に対する予防接種(以下「住民接種」という。)を行うことを規定しています。

住民接種には、この緊急事態宣言が行われている場合に特措法第 46 条に基づき予防接種法第 6 条第 1 項の規定により実施する「臨時接種」と、緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第 6 条第 3 項に基づき実施する「新臨時接種」があり、実施主体は市町村となっています。(図 1 参照)

図1 緊急事態宣言の有無による住民接種

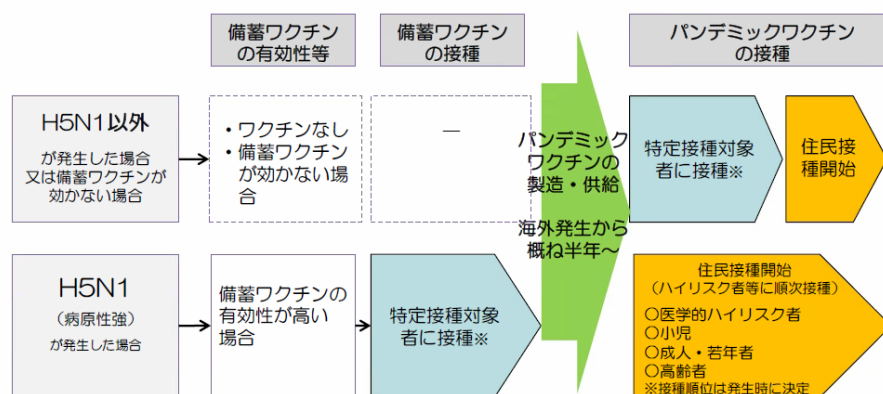
	緊急事態宣言が 行われている場合	緊急事態宣言が 行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の 位置づけ	第 46 条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の 位置づけ	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 3 項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり(低所得者を実費徴収可)
費用負担割合	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の 費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	

出典：市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)

なお、海外で新型インフルエンザ等の患者が発生し、住民接種に使用するパンデミックワクチンが製造・供給されるまでには、概ね半年かかり、流行第 1 波には間に合わない想定されています。(図2・3参照)。実際の接種開始時期については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定し、基本的対処方針において示されます。

図2 新型インフルエンザのワクチンとは

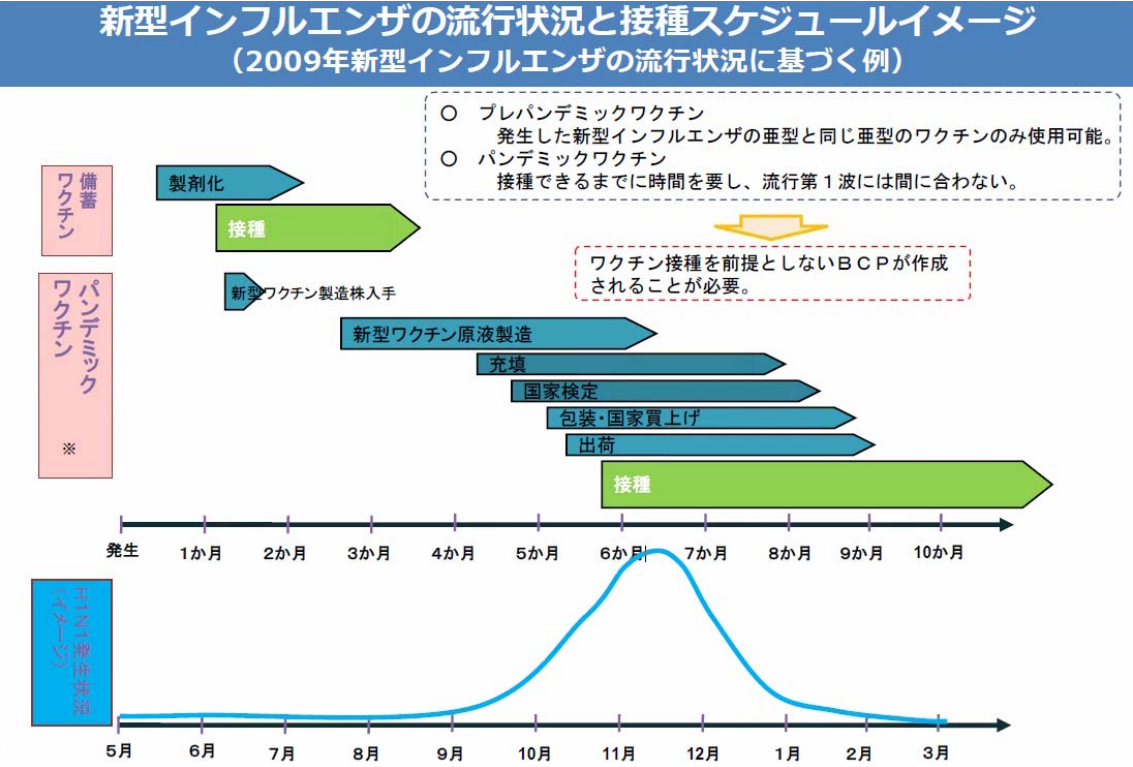
- 新型インフルエンザのワクチンは、鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスを用いて製造した「プレパンデミックワクチン(備蓄ワクチン)」と、新型インフルエンザ発生後に、発生した新型インフルエンザのウイルスを用いて製造する「パンデミックワクチン」の2種類がある。
- 特定接種は、備蓄ワクチンが有効であれば、それを用いることになるが、発生した新型インフルエンザが備蓄しているH5N1以外の型であった場合、また備蓄ワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いることになる。



※ 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、決定される。

出展：平成 28 年 2 月 5 日特定接種の登録に関する都道府県説明会資料

図3



出典：平成 28 年 2 月 5 日特定接種の登録に関する都道府県説明会資料

さらに、前述している特定接種と住民接種については、図4のような違いがある。

図4 特定接種と住民接種の違い

	特定接種	住民接種
対象者	厚生労働大臣の登録を受けている医療従事者、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う者、新型インフルエンザ等の発生により対応する公務員等	全国民
特措法上の位置づけ	第 28 条	第 46 条 (臨時接種の場合)
実施主体	国	市町村
接種順番	住民接種より先	特定接種より後

3 住民接種の基本的考え方について

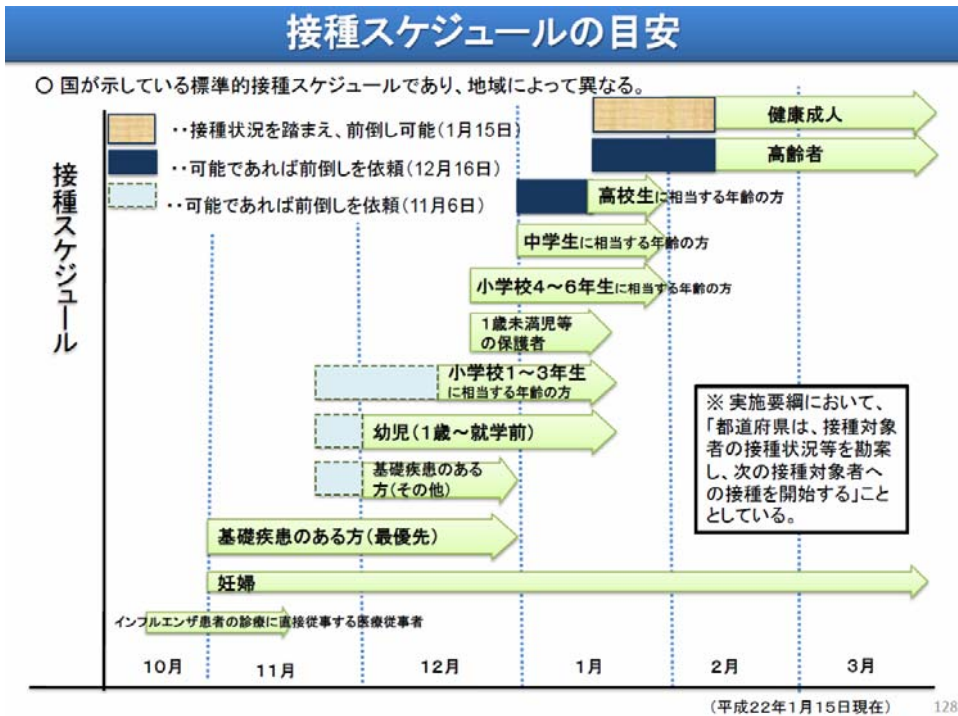
接種順位について

- 1) パンデミックワクチンの接種対象者は全市民であるが、国が行うパンデミックワクチンの供給開始から県への供給、市への供給までには一定の期間を要することを考慮しておく。
- 2) 未発生期において、政府対策本部が、パンデミックワクチンの接種順位に関する基本的な考え方を決定することを考慮しておく。
- 3) 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- 4) 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方(図5)を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- 5) 住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - ア **医学的ハイリスク者**: 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - (ア) 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状をふまえ、発生時に基準を示す。
 - (イ) 妊婦
 - イ **小児**(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者を含む。)
 - ウ **成人・若年者**
 - エ **高齢者**: ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)
- 6) 国が示したスケジュールの目安を踏まえ、久留米市のスケジュールのイメージを作成した(図6)

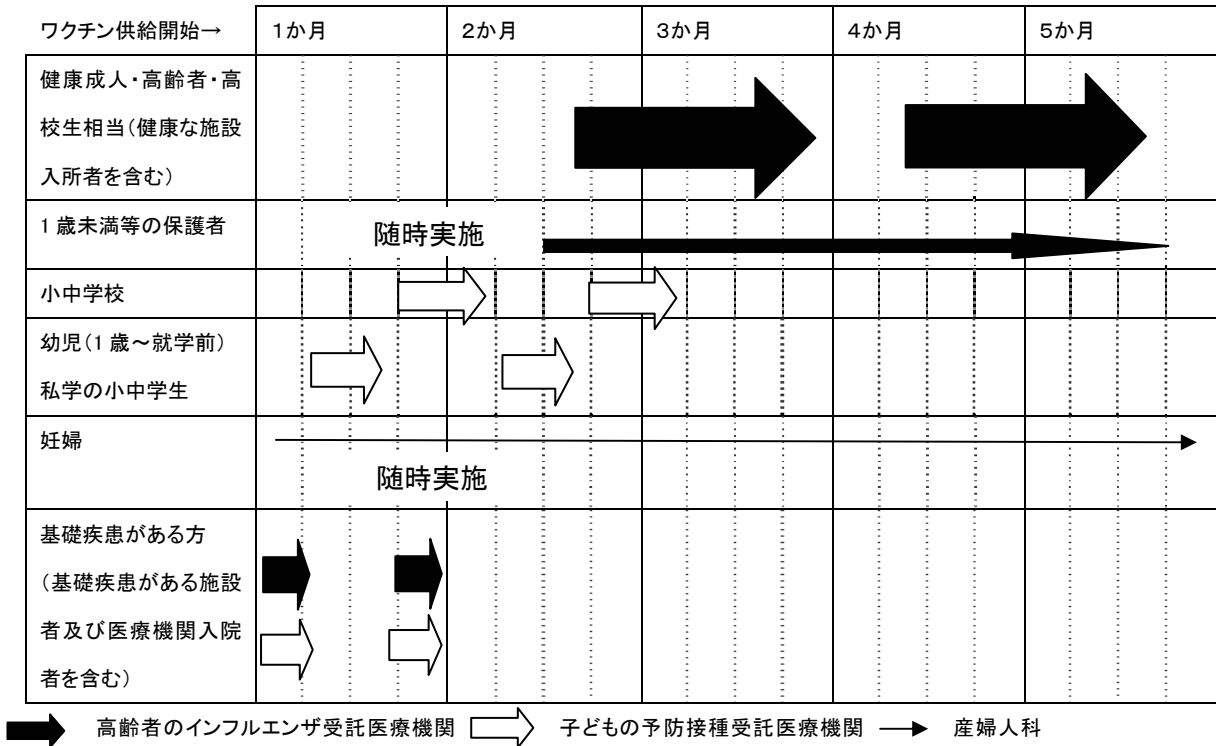
なお、ワクチン供給のタイミングや接種時期などは、国の方針に沿って対応するため、順番や時期が異なる可能性がある。国の方針によって現行のスケジュールの対応が難しい場合(1歳から未就学児と小中学生の接種時期が重なり、接種医師の負担が大きい場合など)は、各医師会と相談と接種スケジュールの検討をする。

図5 接種スケジュールの目安



出典: 新型インフルエンザ A(H1N1) 対策総括会議(第7回) 参考資料

図6 久留米市の接種スケジュールのイメージ



※接種回数を2回とした場合の接種間隔は3週間とし、国の方針等で接種回数が1回の場合は、次の対象となる群の1回目を繰り上げて実施する。

4 各段階における体制等について

(1) 未発生期

項目	準備事項
医療資器材の備蓄	小・中学校の施設集団接種における関係物品の備蓄計画を作成する。
関係機関との検討 (医師会)	新型インフルエンザ等に関する新しい通知や内容が来た場合に、通知の内容に応じて検討する。
関係機関との検討 (教育部門)	小・中学校の施設集団接種について、教育部門と体制を検討する。
基礎疾患がある者の 確認方法	基礎疾患がある者は、外来通院者や医療機関・施設入所者と様々な状況が考えられ、ワクチンの供給上、どのように把握をするか検討する。
住民基本台帳に登録がない方の対応 及び集計について	個々の事情(住民登録をしていないが医療機関及び施設に長期入院している者など)により住民基本台帳に登録がない方の対応方法や集計管理について検討する。

(2) 海外発生期からワクチンが供給されるまで

項目	準備事項
実施方法	当マニュアルに基づき、関係機関と検討のうえ、住民接種に関する実施要領を作成する。
広報・相談	住民接種に関する市民相談を行う。(地域保健課) 住民接種の対象者や接種期間等について、ホームページや広報くまめ等を活用し、周知を行う。
ワクチン供給	県や卸組合や卸業者にワクチンの供給状況及びワクチン供給依頼の流れについて確認を行う。

※発生段階は、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期という分類であるが、住民接種の場合は、未発生期と海外発生期からワクチンが供給されるまでの2つに準備事項を区分けできるため、そのように記載している。